

議案第 4 号

狭山市個人情報保護条例及び狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(狭山市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 狭山市個人情報保護条例（平成 1 5 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 2 6 条において準用する場合を含む。第 3 7 条において同じ。）」を加える。

第 3 7 条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第 3 8 条第 1 項第 1 号中「第 2 8 条」を「第 2 9 条」に改める。

(狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 9 号」を「第 1 9 条第 1 0 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 5 月 3 0 日から施行する。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。